

令和6年豊富町議会第1回定例会は、豊富町議会議事堂に招集された。

1. 町長から提出された議案

- |        |  |
|--------|--|
| 議案第 5号 | 豊富町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について  |
| 議案第 6号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 議案第 7号 | 豊富町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について   |
| 議案第 8号 | 豊富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について                   |
| 議案第 9号 | 監査委員に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 議案第10号 | 豊富町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 議案第11号 | 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒及び職員の賠償責任に基づく責務の免除に関する条例の一部を改正する条例について  |
| 議案第12号 | 豊富町納税推進補助金条例を廃止する条例について  |
| 議案第13号 | 豊富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について   |
| 議案第14号 | 豊富町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について   |
| 議案第15号 | 稚咲内生活館設置管理条例を廃止する条例について  |
| 議案第16号 | 豊富町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例について   |
| 議案第17号 | 豊富町公衆浴場設置条例を廃止する条例について   |
| 議案第18号 | 豊富町介護保険条例の一部を改正する条例について  |
| 議案第19号 | 豊富町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について   |
| 議案第20号 | 豊富町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第21号 | 豊富町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について                |
| 議案第22号 | 豊富町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について  |
| 議案第23号 | 豊富町サロベツ住宅建設促進条例の一部を改正する条例について  |
| 議案第24号 | 豊富町住宅改修促進条例の一部を改正する条例について  |
| 議案第25号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について（兜沼農村環境改善センター）  |
| 議案第26号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町共同福祉施設）   |
| 議案第27号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町温泉スキー場）   |

議案第 28号	豊富町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議案第 29号	令和5年度豊富町一般会計補正予算について
議案第 30号	令和5年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 31号	令和5年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
議案第 32号	令和5年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算について
議案第 33号	令和5年度豊富町簡易水道事業会計補正予算について
議案第 34号	令和5年度豊富町公共下水道事業会計補正予算について
議案第 35号	令和5年度豊富町介護保険事業特別会計補正予算について
議案第 36号	令和5年度豊富町介護サービス事業特別会計補正予算について
議案第 37号	令和5年度豊富町ガス事業会計補正予算について
議案第 38号	令和6年度豊富町一般会計予算について
議案第 39号	令和6年度豊富町国民健康保険事業特別会計予算について
議案第 40号	令和6年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計予算について
議案第 41号	令和6年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計予算について
議案第 42号	令和6年度豊富町簡易水道事業会計予算について
議案第 43号	令和6年度豊富町公共下水道事業会計予算について
議案第 44号	令和6年度豊富町介護保険事業特別会計予算について
議案第 45号	令和6年度豊富町介護サービス事業特別会計予算について
議案第 46号	令和6年度豊富町ガス事業会計予算について
議案第 47号	普通財産貸付料の減免について
議案第 48号	令和5年度豊富町一般会計補正予算について

## 2. 議会から提出された議案

陳情第 1号	サロベツカントリークラブが使用する豊富町所有の土地、建物、備品に関する賃貸料免除の陳情について
--------	---

## 3. 議事日程

議事日程	第 1号	3月11日(月)	午前10時00分開議
日程 1.		会議録署名議員の指名	
日程 2.		会期の決定	
日程 3.		町長の一般行政報告及び令和6年度町政執行方針	
日程 4.		教育長の令和6年度教育行政執行方針	
日程 5.		一般質問	
日程 6.	陳情第 1号	サロベツカントリークラブが使用する豊富町所有の土地、建物、備品に関する賃貸料免除の陳情について	
日程 7.		町長の提出議案の理由の説明	
日程 8.	議案第 5号	豊富町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	

日程	9.	議案第 6号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程	10.	議案第 7号	豊富町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
日程	11.	議案第 8号	豊富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程	12.	議案第 9号	監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
日程	13.	議案第10号	豊富町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例について
日程	14.	議案第11号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について
日程	15.	議案第12号	豊富町納税推進補助金条例を廃止する条例について
日程	16.	議案第13号	豊富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程	17.	議案第14号	豊富町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
日程	18.	議案第15号	稚咲内生活館設置管理条例を廃止する条例について
日程	19.	議案第16号	豊富町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例について
日程	20.	議案第17号	豊富町公衆浴場設置条例を廃止する条例について
日程	21.	議案第18号	豊富町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程	22.	議案第19号	豊富町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程	23.	議案第20号	豊富町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程	24.	議案第21号	豊富町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程	25.	議案第22号	豊富町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程	26.	議案第23号	豊富町サロベツ住宅建設促進条例の一部を改正する条例について
日程	27.	議案第24号	豊富町住宅改修促進条例の一部を改正する条例について
日程	28.	議案第25号	公の施設に係る指定管理者の指定について（兜沼農村環境改善センター）
日程	29.	議案第26号	公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町共同福祉施設）
日程	30.	議案第27号	公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町温泉スキー場）
日程	31.	議案第28号	豊富町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程	32.	議案第29号	令和5年度豊富町一般会計補正予算について
日程	33.	議案第30号	令和5年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算について
日程	34.	議案第31号	令和5年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

日程	35.	議案第32号	令和5年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算について
日程	36.	議案第33号	令和5年度豊富町簡易水道事業会計補正予算について
日程	37.	議案第34号	令和5年度豊富町公共下水道事業会計補正予算について
日程	38.	議案第35号	令和5年度豊富町介護保険事業特別会計補正予算について
日程	39.	議案第36号	令和5年度豊富町介護サービス事業特別会計補正予算について
日程	40.	議案第37号	令和5年度豊富町ガス事業会計補正予算について
日程	41.	議案第38号	令和6年度豊富町一般会計予算について
日程	42.	議案第39号	令和6年度豊富町国民健康保険事業特別会計予算について
日程	43.	議案第40号	令和6年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程	44.	議案第41号	令和6年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計予算について
日程	45.	議案第42号	令和6年度豊富町簡易水道事業会計予算について
日程	46.	議案第43号	令和6年度豊富町公共下水道事業会計予算について
日程	47.	議案第44号	令和6年度豊富町介護保険事業特別会計予算について
日程	48.	議案第45号	令和6年度豊富町介護サービス事業特別会計予算について
日程	49.	議案第46号	令和6年度豊富町ガス事業会計予算について

#### 4. 出席議員（10名）

議	長	1番	千	葉	久	君
		2番	水	戸	部	正博君
		3番	竹	中	隆	浩君
		4番	小	笠	原	照美君
		5番	佐	々	木	誠君
		6番	佐	々	木	政義君
		7番	前	田	孝	一君
		8番	大	島	憲	昭君
		9番	多	々	良	勝君
副	議	長	10番	鎌	倉	和雄君

#### 5. 欠席議員（0名）

#### 6. 出席説明員

町	長	河	田	誠	一	君
副	町	長	小	泉	幸	一君
	総務課	防災監	高	橋	雄	二君
	総務課	参事	山	田	和	孝君
	財政課	長	水	戸	部	伸也君

保健推進課長	小	泉	貴	裕	君
町民課長	鈴	木		充	君
建設課長	能	登	将	宏	君
商工観光課長	山	内	英	夫	君
農林水産課長	西	村		忠	君
教育長	岡	本	誠	也	君
教育次長	石	川	博	章	君
会計管理者	清	水	智	絵	君
保育園々長	井	上	具	則	君
診療所事務長	小	松	雅	史	君
農業委員会事務局長	皆	戸	朋	生	君
消防支署長	廣	田	耕	一	君
代表監査委員	佐	藤	光	昭	君

7. 出席議会事務局職員

局	長	清	水	日	出	晃	君
書	記	満	保	奈	那	子	君

議事経過は、次のとおり

(ベ ル)

(午前 10 時 00 分開議)

議長(千葉 久 君)

おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日をもって招集されました、本年第 1 回定例町議会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の署名議員は、3 番竹中議員、4 番小笠原議員をお願いいたします。

日程 2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、3 月 4 日、議会運営委員会において協議検討の結果、本 11 日より 15 日までの 5 日間とすることに意見の一致を見ております。

会期は 5 日間とすることにご異議ございませんか。(「なし」の声あり)

ご異議なしと認め、会期は 5 日間に決定されました。

次に議長の諸般の報告であります。一般事項につきましては、別紙配付の報告書のとおりであります。議長が出席した諸会議等について、これより報告をいたします。

令和5年12月の第4回定例議会後における議長の諸般の報告であります。概要につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

主な件についてご報告申し上げます。

1月23日、稚内市で宗谷町村議会議長会定期総会が開催されました。主な協議内容につきましては、令和4年度の決算の認定と、令和6年度予算の審議で原案どおり可決されております。

また、今年度の管内議員研修会については、5月23日に利尻町において開催予定とし、全道の議員研修会については、7月2日に札幌市において開催されることが決定しております。

以上で私の報告を終わります。

なお、議長会の資料につきましては、事務局の方に保管してありますので、ご自由にご覧いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

日程3、町長の一般行政報告及び令和6年度町政執行方針に入ります。河田町長！

町長（河田 誠一 君）

おはようございます。

行政報告をさせていただきます。

はじめに、令和6年3月5日に開催されました、第1回西天北五町衛生施設組合議会定例会についてご報告をいたします。

本会議に先立ち開催されました全員協議会では、4点について説明を受け協議を行いました。

1点目は、西天北リサイクルプラザ火災事故に伴う、復旧、進捗状況についてですが、令和5年10月6日、14時10分頃に火災が発生し、被害状況については、破碎機、ベルトコンベヤーや破碎物、磁選機、電気設備が損害を受け、一般ごみや粗大ごみのラインが全面的に停止しましたが、各町のごみ収集には影響を与えないよう、通常どおり収集を行い、搬出されたごみについては、最終処分場に一時仮置きをしている状況でございます。復旧については、令和5年12月18日に契約を締結し、工事期間については、令和6年5月31日までを予定しておりますが、1月29日には、業者との現地確認及び協議により、運転に問題がなかったことから、部分的に一般ごみのラインを再開しております。

なお、最終処分場に一時仮置きをした廃棄物の処理については、現状の廃棄物と並行して処理を行うことから時間がかかり、令和6年8月頃までを見込んでいるところについて説明を受けました。

2点目は、最終処分場関係計画変更についてですが、今後予定している最終処分場のかさ上げ工事や、

新たな最終処分場の建設に当たり、現在の最終処分場の埋立て量を把握するために実施しました、測量調査の結果、埋立量については、当初推定量よりも2,552立方メートル多く廃棄物が入っている状況ですが、最大埋立数量については、当初計画よりも、7,222立方メートル多く入ることが判明し、9,950立方メートルの空きがある状況でございます。

また、製品プラスチックの回収に伴う年間数量の見込ですが、破碎し圧縮したとした場合、計算上、20立方メートルの埋立が減少することとなり、当初の計画では、令和6年度に2段目のかさ上げ工事、令和8年、9年度で最終処分場建設工事を予定しておりましたが、今後の計画としては、令和8年度に2段目のかさ上げ工事、令和11年、12年には最終処分場建設工事へと計画を変更することについて説明を受け承認しております。

3点目は、「プラスチック資源循環促進法（製品プラスチック関連）」に伴うガイドブック改訂についてですが、製品プラスチックの回収については、令和6年4月1日より実施することとし、これまでの容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックについても、プラスチック類の指定袋にまとめて排出することとしております。

また、製品プラスチックの収集に伴い、ガイドブックも前回より5ページほど多くなりましたが、各町担当課による確認

修正を重ね改訂しており、3月中には各町担当課より住民の皆さんへ配布する予定であることについて説明を受けました。

4点目は、動物処理に伴い今後の方針についてですが、先般、北海道では、令和8年12月までの3年間をエゾシカ緊急対策期間として設定し、捕獲を強化しピーク時の78万頭の半数となる39万頭を目指すことが発表されております。西天での過去2年間の処理実績については、昨年度は4,014頭、今年度は1月末現在で4,041頭を処理しており、既に昨年度を超過しております。

また、アライグマの処理についても非常に増えており、頭数は少ないですが、熊の処理についても、平成30年には10頭を超え、今年度は50頭を焼却処分している状況にあります。

現在の西天の焼却炉については、設置から20年が経過し釜のレンガ等の劣化により、数年後には大規模な改修が必要となっており、この状況を踏まえ、今後の処理の方法について、焼却炉の増設や更新、または、発酵減容方法による新設など、各処理方法についてのメリットやデメリットなどの説明を受け、今後の方向性について協議を行いました。

続いて開催された本会議では、令和5年度一般会計予算の1月末の執行状況のほか、本年度事業の進捗状況について報告を受けております。

次に、承認第1号として専決処分の承認を求めることについて（令和5年度西天北五町衛生施設組合一般会計補正予算について）は、昨年10月6日に発生した西天北リサイクルプラザ火災事故に伴う復旧工事について、早急に執り進める必要があることから、専決処分により、債務負担行為を3つ定めたことについて報告を受け、原案どおり承認をしております。

次に、議案第1号として、2,927万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億6,606万8,000円とする、令和5年度一般会計補正予算案を原案どおり可決。

次に、議案第2号として、令和6年度一般会計予算については、歳入歳出それぞれ5億9,680万8,000円、対前年比1,592万6,000円増の計上額で原案どおり可決をしております。

次に、本年度各会計に計上されております、請負工事の発注状況についてご報告をいたします。

令和5年度における各会計の工事請負費の予算総額は、5億3,375万3,000円でございます。2月末現在の契約件数は52件、4億9,616万3,470円で、予算総額に対して92.96%の発注率となっております。工事の発注につきましては、全て完了をしております。

以上で行政報告を終わります。

続きまして、令和6年度の町政執行方針を述べさせていただきます。

令和6年第1回豊富町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する私の所信と施策の対応について申し上げます。

昨年4月23日の町長選挙におきまして、町民皆様の温かいご支援を賜り、再度町政を担うこととなりましたが、「町民の皆様が笑顔で豊かに暮らせる町づくり」をスローガンに、「豊富イノベーション政策」として、子育ての支援、教育の支援、医療と福祉の支援、産業の支援、観光の支援、災害に強い町づくり、町民主権の町づくりの大きな7つの目標を掲げ、新たな発想や取り組みを取り入れ、様々な分野の融合により活力のある町づくりを推進するため、以下の具体的な施策に取り組んでまいります。

はじめに、町民の皆様との対話による町づくりについて申し上げます。

町民の皆様が豊かで安心して住み続けられる町づくりのため、多くの町民の皆様や団体等のご意見などをいただくための場を設け、行政と町民の皆様との情報共有などが図られるよう努めてまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

近年頻発している災害からの教訓を踏まえ、国では、災害対策基本法の一部改正及び感染症対策に係る取り組みの追加など防災基本計画の見直し、北海道においても、これらに基づく北海道地域防災計画の修正が行われております。

本町としても、国や北海道の計画との整合性などを踏まえ、令和5年度に豊富町地域防災計画の全面改訂を行ったところであり、更なる防災対策の強化推進に努めてまいりたいと考えております。

また、引き続き、定期的な防災講話や防災訓練に努めるとともに、防災備蓄品の整備、保管や防災行政無線の保守点検を適時行うとともに、防災メール登録者の拡充及び防災情報伝達の多重化を進めてまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

町民の皆様が安全で安心して暮らせる地域づくりを目指すため、消防署と地域に密着している消防団並びに関係機関と連携し、火災や救急、救助体制の強化を図ってまいります。

また、消防装備の充実を図り、大規模な自然災害にも対応できる体制を確立し、より効率的で効果的な消防行政の推進に努めてまいります。

次に、安心安全な地域づくりについて申し上げます。

近年、特に特殊詐欺が増加している状況を鑑み、高齢者世帯の犯罪被害の防止を図るため、被害の未然防止に有効な機器購入に対し一定の支援を行ってまいります。

また、今後も引き続き、防犯ステーションの指定や、青色回転灯を積載した車輛による巡回防犯パトロールの実施など、関係機関、団体と連携し、地域ぐるみで防犯活動に取り組んでまいります。

次に、空家対策につきましては、空家等対策計画に基づき、所有者責任を基本とし、防犯や衛生、景観の保全のため、空き家等の適切な管理と利活用の促進を図ります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故死ゼロ2500日を目指し、関係機関、団体と連携協力し、交通安全意識の普及浸透に努め、正しい交通ルールの遵守、実践を促し、交通事故防止に努めてまいります。

次に、住民福祉の安定と向上について申し上げます。

町民の皆様が生涯にわたり健康で安心して暮らせる、バリアのない希望の持てる福祉社会の実現を目指してまいります。

また、障がい者が地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、相談支援等各種事業を充実するため、関係団体との連携強化を図ってまいります。

次に、子ども子育てについて申し上げます。

次代を担う子供たちが健やかに生まれ育つことができるよう、子育てに必要な費用に対し一定の支援を行うとともに、子育てに関する手続きや、相談窓口の一元化を図り、子育てにおける不安軽減などの支援に努めてまいります。

また、昨年度より実施しております、ファミリー・サポート・センター事業の一層の充実を図ってまいります。

次に、児童福祉について申し上げます。

常設保育園につきましては、町内唯一の保育施設として、地域に開かれた子どもたち一人一人の個性と、健全な心身の発達に沿った保育に努めるとともに、令和6年度からは、給食費の半額免除を実施し、子育て世代の負担軽減を図ってまいります。

また、地域の方々との世代間交流事業、地域子育て支援センター事業では、近年ニーズが高まっており、子育て相談、一時預かり保育など、保育園に通園していないお子さんと保護者の交流拠点となるよう、一層の充実を図ってまいります。

また、母子通園センター事業や早期療育通園センター事業を継続してまいります。

次に、町民が健康で安心して暮らせる町づくりについて申し上げます。

町民の皆様の健康保持増進については、各種健康診査の受診勧奨を行い、成人病の予防や疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、各種がん検診事業の継続や、予防接種事業をはじめ、各種制度の周知と勧奨を図り、町民の皆様の健康づく



りの支援に取り組んでまいります。さらに、健康教育や保健指導の充実を図り、健康に対する自己管理意識の普及に努めるとともに、妊婦健診交通費助成や不妊・不育症治療の助成を継続してまいります。

また、高齢者の生活や生きがい活動などの支援につきましては、豊富町高齢者保健福祉計画第9期介護保険事業計画の初年度に当たり、多様化する高齢者の実態に対応する支援の充実を目指し、高齢者が健康で生き生きと生活し、介護が必要な状況となっても安心して生活できるよう、生活支援事業を積極的に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険事業では、引き続き、医療費の適正化など、関係機関と連携を図り、国保を将来にわたって安定的に運営できるよう努めてまいります。後期高齢者医療制度につきましても、北海道高齢者医療広域連合と連携しながら、円滑な事業運営に努めてまいります。

次に、診療所の運営について申し上げます。

医療の提供体制につきましては、引き続き2名の医師を中心として、現在不足している看護師の確保、定着に努めるとともに、一次医療機関としての機能と役割を果たすべく、医療機器の更新なども図ってまいります。

また、在宅療養や在宅介護を支えるため、訪問診療、訪問看護サービスの拡大に取り組み、少しでも自宅で過ごしたいという地域住民皆様の声に応えられるよう努めてまいります。

今後も、町民の皆様から必要とされる医療機関として診療所スタッフが一丸となり、医療サービス向上に努めてまいります。

次に、農業の振興について申し上げます。

本町の農業、酪農業は基幹産業として重要な役割を果たしております。

昨今の世界情勢が不透明な状況により、飼料、肥料などの価格が高止まりし、農業経営が厳しい状況が続いているため、営農継続に向けた支援について引き続き、国、道に対し要望活動を行ってまいります。

また、本町としても北宗谷農協と連携を密にし、支援策について検討を進めてまいります。

また、農業担い手の確保に向けて、農業担い手育成センターの活動を活発に行い、新規就農者の確保に努めてまいります。

次に、林業振興について申し上げます。

本町の面積の約5割を占める森林について、計画的な森林作業を実施してまいります。森林所有者に対しては、森林環境譲与税等を活用しながら、適切な森林整備を推進するため、森林組合と連携し、効率的な森林整備に取り組んでまいります。

次に、漁業振興につきましては、担い手不足は深刻化しており、新規就業者の確保のため、漁業就業フェアなどの機会を積極的に活用するとともに、多方面でのPRを含めた担い手対策を進めてまいります。

次に、労働対策でございますが、近年、全国的な労働者不足は本町においても同様な傾向が見られ、各事業所においても人手の確保が大きな課題となっております。今後の雇用や、労働対策を考えるに当たっては、企業での多様な働き方の促進や、意欲と能力を発揮できる就業機会、労働以外の生活でも充実できる環境などを含め、安全で安心して働ける環境も非常に重要であるため、関係機関とも連携し、労働者の確保を図るとともに、1人でも多くの雇用が図られるよう努めてまいります。

次に、商工業の振興についてであります。商工業の振興につきましては、人口減少や少子高齢化がもたらす影響などに加え、長期化した新型コロナウイルス感染症の影響により、町内商店主や中小企業者の皆様は懸命に努力されており、また、安定した経営を維持するためには、地域経済を主導する商工会の役割が大変重要であると考えます。中心市街地を活性化させるため、人が集いふれあいのある環境づくりをさらに進めるために、商工業活性化事業を継続して既存事業者はもとより、新規出店や起業を促進するなど、消費者の購買意欲の向上と町内での消費機会の拡大に向け、国や北海道が行う、経済対策の動向を注視しつつ、状況に応じて必要な支援施策を講じられるよう、関係機関とも連携し対応してまいります。

次に、観光振興と自然エネルギーの有効活用についてであります。

観光振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していました観光入込客数が徐々に回復してきている状況であることから、企業での働き方改革を促進する意味でも、企業側の福利厚生の一環として取り入れられる休暇型ワーケーションを進めるということで、交流人口や関係人口の増加により、雇用創出も含め、また、地域課題解決の糸口となる可能性にも期待が持てることから、関係企業や関係機関を含め、さらに、ワーケーションを推進できるよう進めてまいりたいと考えております。

また、本町の豊かな自然環境と豊富な資源は、今日まで町民の皆様と関係機関等の努力により育まれてまいりましたが、今後とも、サロベツ湿原の保全と再生を促進し、自然再生事業と連携した取り組みの拡充を目指してまいります。その拠点となるサロベツ湿原センターを環境保全、環境教育、湿原体験を水準する場として、NPOや観光協会など、関係機関と連携しながら活用を目指してまいります。

また、豊富温泉の振興につきましては、豊富温泉の効能を全国に発信し、より多くの湯治客を迎えることのできる温泉地として積極的に振興を図ってまいります。特に、その中心施設のふれあいセンターは、道内で唯一の温泉利用型健康増進施設であることから、町民の皆様も、湯治客の皆様も、温泉を利用した積極的な健康づくりができる場となるよう検討を進めてまいります。

天然ガス事業につきましては、1日約1万立方メートルを生産しており、国内でも大変珍しい天然ガスエネルギーでありますので、豊富鉱山の管理に万全を期すとともに、未利用天然ガスを有効活用する、安価で高純度なカーボンニュートラル水素の生成と、軽量、高強度、高伝導率、高熱伝導率など、優れた特徴を持つカーボンナノチューブの製造により、新たなエネルギーの活用としてのNEDO実証事業が開始されたことで、地域経済の活性化や、脱炭素社会に寄与できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、建設関係について申し上げます。

本町と稚内間の一般国道40号については、防雪柵の設置や、冬期間の安全な交通が確保されるよう要望しており、結果、計画的な整備が進められております。

また、北海道縦貫自動車道の早期完成とともに、関連する道道の整備促進も含め、今後も各種期成会と連携し関係機関に継続して要望してまいります。一方、町道の整備については、豊富町第5次まちづくり計画に基づき整備を進めるとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の長寿命化を図ってまいります。

また、冬期除雪につきましては、民間委託で適正な委託費用を確保し、交通車輛の安全な走行と歩行者の安全確保のために努めるとともに、除雪専用車の更新を進めてまいります。

次に、住宅等の整備でございます。公営住宅等超寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の改修整備の必要性から、計画的に改善、維持保全に努めてまいります。

また、戸建て住宅の対策として、住宅リフォームやサロベツ住宅、一般住宅の新築についても、継続した支援を行い、地域に住み続けられる住環境の整備を促進してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

町内における簡易水道事業は、近年、水道施設の老朽化や漏水機器の故障が多くなっている状況であります。恒常的に安定した給水を行うため、新たな水源を確保し、施設の更新や耐震化に向けた整備を促進してまいります。

また、今後の需給予測を踏まえた、管路網等の更新計画を含む財務シミュレーションを行い、水道料金の見直しも視野に入れた、経営戦略の改訂を進めてまいりたいと考えております。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道終末処理場の適切な維持管理運営を図るため、ストックマネジメント基本計画により、施設の適切な維持管理、健全な事業運営に努めてまいります。

また、水道料金と合わせた、下水道使用料の見直しに向け、今後の需給予測を踏まえた経営戦略の改訂を進めてまいりたいと考えております。

以上、今後の町政に臨む私の所信と施策の概要を申し上げましたが、これらの施策の実現のためには町議会並びに町民皆様のご理解とご協力が必要でございますので、今後もより一層のご支援を賜りますよう切にお願いを申し上げまして、令和6年度町政執行方針といたします。

議長（千葉 久 君）

以上で、町長の一般行政報告及び令和6年度町政執行方針を終わります。

日程4、教育長の令和6年度教育行政執行方針に入ります。岡本教育長！

教育長（岡本 誠也 君）

おはようございます。

令和6年第1回豊富町議会定例会の開会にあたり、教育委員会の所管する教育行政執行の主要な方針について述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の第5類感染症への移行に伴い、これを機に、新たな教育活動を推進し、児童生徒の資質、能力の育成に努めてまいりました。こうした状況の中で、今年度主要とされる項目について述べさせていただきます。

学校教育においては、期待と信頼による学校づくりの推進でございますが、地域に開かれ信頼される学校を基本に、家庭や地域との連携を図り、児童生徒とのつながりを常に考え、子供たちが日頃より何を考え、また、成長する過程での変化を観察した対話を重視した教育活動の推進を図ってまいります。

兜沼小中学校につきましては、継続した小規模特認校を推進しており、令和6年度において、小学校では1学年から6学年の児童は17名での複式3学級、中学校2学年から3学年4名での複式1学級となり、今後も地域の協力を得ながら、小規模校の特色を生かした学校経営に努めてまいります。

次に、社会で生きる確かな学力、資質、能力の育成では、義務教育9年間を見通し、指導の個別化や学習の個性化を重視し、子ども一人一人に応じた学習指導を実践してまいります。それには、主体的、対話的で深い学びの視点から、何ができるようになるかを重視した授業改善を図ってまいります。そのためには、コミュニティスクールでの学校支援活動や、社会教育団体、商工業団体等の協力を得ながら、体験活動やふるさと教育の充実を図り、社会に活かそうとする学びに向かう力や、未来に対応できる思考力、判断力の育成に進めてまいります。

学力向上に向けた取り組みとしては、令和4年度より導入しておりますAIドリルを活用し、個々の理解度を分析し、主体的、対話的で深い学びを推進してまいります。さらに、基礎学力の向上を狙いとする公設学習塾では、育英館大学の協力や、豊富高校生の協力を得ながら、学ぼうとする意欲向上に努めてまいります。

次に、特別支援教育の充実ですが、特別に支援を必要とする児童生徒に対し、個々の力が最大限に発揮される教育の推進や、豊富小学校においては、知的学級1学級、情緒学級2学級に対し、特別支援担当教諭6名の配置と、町費による特別支援教育支援員の継続した配置、豊富中学校では病弱学級を新たに1学級を設置し、知的学級、情緒学級1学級に対し、特別支援担当教諭4名の配置と、町費による特別支援教育支援員を継続した配置により、一人一人の得意不得意を理解した教育や支援を行ってまいります。

次に、主体的に考え判断する能力の育成については、AIドリルにより、学校授業や家庭内でのタブレットを活用した学習を行い、主体的に学ぶ姿勢から何ができるようになるかを基本に考え、判断する能力の育成に努めてまいります。

また、学習指導に対しても一方的に教えるのではなく、児童生徒に問いかけ、対話を重視した指導工夫に努めてまいります。

次に、人生の基盤となる健やかな体の育成ですが、健康運動指導士により、小・中・高での体育授業や部活動及び地域住民や各種団体並びに企業に出向き、個々の心身の状況に応じた安全で効果的な運動機能の向上を図り、生涯を通じた心の健康づくり、体力づくりの実践を継続してまいります。

食育の推進につきましては、栄養教諭による正しい食に関する指導と、地場産食材を活用した新たなメニューの工夫など、安全安心な給食提供に努めるとともに、長年使用していた給食機器の入替えを、年度別計画により更新してまいります。

また、近年物価の高騰などによる、子育て世帯への経済的負担軽減を図るため、小・中・高の児童生徒分の給食費を5割減免として考えております。

次に、学校における部活動の在り方について、国が進める地域移行に関しては、受皿となる地域団体や、指導者確保の問題から、地域関係者の協力を得て、部活動地域移行検討会を令和4年度に立ち上げましたが、令和6年度より、部活動地域移行協議会を設置し、更なる検討を進めてまいります。

次に、学びを生かす教育環境づくりの推進について、近年、児童生徒の減少により、高校の小規模化や、再編などが進むなか、小・中・高の連携の在り方についても、各小中学校と豊富高校とのつながりを強め、高校までは、豊富町で学習できる環境を認識してもらうなど、学校間交流を推進してまいります。

豊富高校の存続に向けた取り組みも、通学費の助成や、各種検定料の助成、修学資金の貸付けや、入学生の保護者に制服、上靴、指定ジャージの助成、タブレットの購入費用の一部助成を継続してまいります。

また、町民センターロビー一角のスペースを利用したスタディーカフェを継続して設置し、自ら予習、復習できるスペースを確保し、学習しようとする意識向上に努めていければと考えております。

最後に、未来の豊富をつくる人づくり、地域文化の創造について申し上げます。豊富町の歴史や、地域産業など、気軽に学ぶことができるよう、関係団体の協力を得て、社会教育活動の推進を図ってまいります。

また、今後における文化財の指定や保護に関して協議をしてまいります。

社会体育事業につきましては、町を研修施設でもありますセミナーハウスの利用促進を考え、他市町村スポーツ団体等への合宿利用を促し、合宿の町として広く周知してまいります。

また、Wi-Fi環境も整備し、学習研修施設での利用促進も併せて発信していきます。

子供は全てかけがえのない地域の財産であります。本町が継続して発展していくには、経済や産業と地域を支える人づくりが重要であり、地域産業の担い手の育成と確保、更には、地域活動や文化活動を支える人づくりに向けた取り組みを展開するために、引き続き、家庭、学校、地域、行政が相互に連携し、町民自らが主体的に学べる、生涯学習社会の構築に努めてまいります。

以上、令和6年度豊富町教育行政に関する主要な方針について申し上げます。教育委員会といたしましては、全ての子どもが夢の実現に向けて力強く成長できるよう、また、町民皆様が生きがいを持って暮らせる町に向けて全力で取り組んでまいりますので、町民皆様はじめ、町議会の皆様には特段のご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、令和6年度教育行政執行方針といたします。

議長（千葉 久 君）

以上で、教育長の令和6年度教育行政執行方針を終わります。

日程5、一般質問に入ります。

質問通告者は別紙配付のとおりであります。

通告順序に従い発言を許可いたします。6番、佐々木政義議員！

6番（佐々木 政義 君）

おはようございます。

6番、佐々木政義でございます。

私から1点、带状疱疹ワクチン接種費用助成について質問をさせていただきます。

带状疱疹は、水疱瘡と同じウイルスが原因で発症する皮膚の病気です。はじめは、皮膚がピリピリするような痛みを感じ、時間の経過とともに赤見や水疱形成などの皮膚症状が現れ、全身に水疱瘡のような発疹が広がる場合や、顔面神経麻痺や視力障害を来すこともあります。ストレスや疲れ、免疫機能の低下が原因となることもあり、特に、50歳代から急激に増加し、80歳までに約3人に1人が発症すると言われています。

带状疱疹予防には、主に50歳以上の方を対象としたワクチンがあり、ワクチン接種をすることで、発症予防、重症化予防が期待できるとされています。豊富町としても、町民の健康を守るために、带状疱疹ワクチン接種費用の助成を進めるべきと考えますが、町長の考えを伺います。

議長（千葉 久 君）

河田町長！

町長（河田 誠一 君）

佐々木政義議員の带状疱疹ワクチン接種費用助成についてお答えをいたします。

予防接種につきましては、予防接種法に基づき市町村が主体となって実施する定期接種と、希望者が各自受ける任意接種に分類されますが、带状疱疹ワクチンは任意接種に分類され、接種費用は全額自己負担となっております。

带状疱疹ワクチンには、1回の接種で済み発症予防効果が約70%で、持続期間が5年程度の生ワクチンと、2回の接種が必要で発症予防効果が約97%で、持続期間が9年以上の不活性化ワクチンの2種類があり、50歳以上の方が接種することができます。接種費用につきましては、豊富町国保診療所で接種する場合、生ワクチンは7,500円となり、不活性化ワクチンは1回当たり、2万1,000円で2回の接種が必要なことから、4万2,000円となります。

国においては、令和5年11月に厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会の小委員会が開催され、带状疱疹ワクチンの有効性については、一定の知見の集積が見られる一方、費用対効果の評価については更なる検討が必要とのことで、定期接種化について引き続き審議が行われております。

道内の接種費用の助成状況につきましては、令和5年9月末現在、179市町村中、34市町村で助成が行われており、宗谷管内においては猿払村と幌延町で助成が行われている状況であります。

ワクチン接種をしやすい環境を整えることは、町民の皆様が健康で健やかな毎日を過ごすための一つの有効な手段と考えておりますので、今後、国や道、豊富町国保診療所の医師をはじめ、関係する皆様のご意見や他の市町村の状況も伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（千葉 久 君）

佐々木議員、再質問ありますか？（「ありません」の声あり）

6番、佐々木政義議員の質問が終わりました。

5番、佐々木誠議員！

5番（佐々木 誠 君）

おはようございます。

佐々木誠です。

私からは、脱炭素社会構築に係るEVステーションの設置について伺います。

町長が掲げる豊富イノベーション政策において脱炭素社会構築を掲げておりますが、脱炭素を推進する上で、自動車のEV化は重要な方策だと考えます。

本町には現在、EV充電ステーションが1基も設置されておらず、近隣では幌延町に1基、南は中川町、遠別町にあり、北は稚内までなく、本町は完全な空白地帯となっております。自動車のEV化が進む中でこの空白地帯は、EV推進上ネックとなる問題でありますので、脱炭素社会を目指す上で、ぜひ、EV充電ステーションを設置し、広く脱炭素社会構築をアピールすべきと考えますが、町長のお考えをお聞きします。

以上です。

議長（千葉 久 君）

河田町長！

町長（河田 誠一 君）

佐々木誠議員の脱炭素社会構築に係るEV充電ステーションの設置についてお答えをいたします。

EV充電ステーションの設置につきましては、公共的な施設の駐車場や日常よく利用されるコンビニ、移動中の中継地点となる道の駅などに短時間で充電できる急速充電器が、一方、宿泊施設など、長時間駐車する施設では充電に時間が掛かりますが、普通充電器の設置が進んでいる状況にあり、令和4年のEV充電ステーション拠点数は、全国で約1万9,000拠点、北海道内においては約1,100拠点となっており、その内、宗谷管内では、稚内市、幌延町、浜頓別町、枝幸町の4市町、近隣自治体では、天塩町、遠別町、中川町など、主に、道の駅がある自治体にEV充電ステーションが設置されている状況であります。

議員ご質問の趣旨にありますよう、脱炭素を推進する上で、自動車のEV化は一つの重要な方策であります。本町には現在、EV充電ステーションは設置されておらず、空白地帯という状況にあります。

北海道においては、地域資源を最大限活用しながら、脱炭素化と経済活性化、持続可能な地域づくりを

同時に進める、ゼロカーボン北海道の実現を目指すこととされ、本町においても、令和5年3月に脱炭素社会の実現に向けて、豊富な資源環境と美しい景観を守るため、2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロにする、ゼロカーボンシティとして主体的に取り組んでいくことを宣言しております。

本町として脱炭素社会の構築を目指す上で、EV充電ステーションの設置について、近隣自治体の設置状況、利用状況、維持管理費なども含め、関係機関、関係団体などからお話を伺いながら、設置について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

議長（千葉 久 君）

佐々木誠議員、再質問ありますか？（「ありません」の声あり）

5番、佐々木誠議員の質問が終わりました。

以上で、通告者の質問は終わりました。一般質問はこれをもって終結いたします。

日程6、陳情第1号、サロベツカントリークラブが使用する豊富町所有の土地、建物、備品に関する賃貸料免除の陳情についてを議題といたします。

ただいま議題となっております本案は、総務産業常任委員会に付託した案件であります。

委員長より、委員会の審査報告が提出されておりますので、局長より朗読いたさせます。清水局長！

局長（清水 日出晃 君）

それでは朗読いたします。

付託陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。記、1. 付託年月日、令和6年1月16日、2. 件名、陳情第1号、サロベツカントリークラブが使用する豊富町所有の土地、建物、備品に関する賃貸料免除の陳情について、3. 審査の結果、採択、4. 審査意見、願意妥当、5. 処理方法、町長へ送付、以上でございます。

議長（千葉 久 君）

局長の朗読が終わりました。

次に、委員長より審査経過の報告を求めます。水戸部委員長！

2番（水戸部 正博 君）

ただいま議題となっております、陳情第1号、サロベツカントリークラブが使用する豊富町所有の土地、建物、備品に関する賃貸料免除の陳情につきましては、令和6年1月16日の第1回臨時会において、付託を受けたものであります。審査結果とその内容についてご報告を申し上げます。

この陳情は、株式会社サロベツカントリークラブ、代表取締役、鈴木講二氏によって提出され、本委員会において審査を行ってきたところであります。この陳情の願意といたしますところは、経営を維持するために経費の削減などの経営努力はしているものの、最低賃金の上昇や電気料金の大幅な値上げ、少子高齢化によるゴルフ人口及びスキー場利用者の減少など、極めて厳しい経営状況となっていることから、経営が安定するまでの間、年間200万円の施設賃貸料を免除願いたいという陳情であります。

この陳情の付託を受けました、当総務産業常任委員会といたしましては、2月29日に常任委員会を開催し、陳情の願意とするところについて、提出者から詳細な資料による説明を受け、各委員のご意見をいただきながら審査を進めてまいりました。その結果、本陳情については、いずれの業務も天候に大きく左右されることから利用者の減少が続いており、安定的な売上げを確保することは極めて厳しい状況にあるが、地元雇用の場として多くの町民を雇用するとともに、地元商店からの仕入れを行っており、経済に一定程度寄与しているものであり、減少している利用者対策として、行政や関係団体とも連絡し、更なる経営努力を求めることとし、また、施設運営によって、町の財産が維持管理されていることも鑑み、令和5年度

分から3年間の施設賃貸料を全額免除することで、採択すべきものと結論に達した次第であります。

以上、委員長の報告とさせていただきますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

委員長報告が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

委員長の報告は採択であります。委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長の報告どおり採択することに決定しました。

日程7、町長の提出議案の理由の説明に入ります。河田町長！

町長（河田 誠一 君）

提出議案について申し上げます。

本日招集の、第1回豊富町議会定例会に提案申し上げます議案につきましては、豊富町職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例など条例改正議案が17件、豊富町納税推進補助金条例を廃止する条例など条例廃止議案が3件、公の施設に係る指定管理者の指定についてが3件、豊富町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてが1件、令和5年度豊富町一般会計並びに特別会計及び公営企業会計補正予算案が9件、令和6年度豊富町一般会計並びに特別会計及び公営企業会計予算案が9件の、合わせて42件を提案申し上げます。

なお、内容につきましては担当課長等より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（千葉 久 君）

以上で、町長の提出議案の理由の説明を終わります。

続いて議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

今定例会に提案された議案第5号から議案第24号までの議案の朗読及び、議案第29号から議案第37号までの議案の歳入歳出の内容の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号から議案第24号までの議案の朗読及び議案第29号から議案第37号までの議案の歳入歳出の内容説明を省略することに決定しました。

日程8、議案第5号、豊富町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山田総務課参事！

総務課参事（山田 和孝 君）

議案第5号、豊富町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

現在の旅費は平成12年から改正を行ってなく、現在状況に合わせ、旅費額の見直しを行うため、条例の一部を改正するものでございます。

ご審議よろしくお願いを申し上げます。



議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第5号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程9、議案第6号、職員育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山田総務課参事！

総務課参事（山田 和孝 君）

議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給が可能となったことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

ご審議よろしくお願いを申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第6号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程10、議案第7号、豊富町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山田総務課参事！

総務課参事（山田 和孝 君）

議案第7号、豊富町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

農業委員会等の特別職の職員で、非常勤のものの報酬の額を審議したいため、本条例の一部を改正するものでございます。

ご審議よろしくお願いを申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第7号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程11、議案第8号、豊富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山田総務課参事！

総務課参事（山田 和孝 君）

議案第8号、豊富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことから、本町の条例も一部を改正するものでございます。

ご審議よろしくお願いを申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第8号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程12、議案第9号、監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山田総務課参事！

総務課参事（山田 和孝 君）

議案第9号、監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

地方自治法の一部改正により、規定に条ずれが生じたため、本所条例の一部を改正するものでございます。

ご審議よろしくお願いを申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第9号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程13、議案第10号、豊富町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山田総務課参事！

総務課参事（山田 和孝 君）

議案第10号、豊富町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

地方自治法の一部が改正され、関連法案の見直しに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。ご審議よろしくお願いを申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第10号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

ここで、10 分間休憩いたします。

(ベル)

(午前 11 時 00 分休憩)

(ベル)

(午前 11 時 10 分再開)

議長（千葉 久 君）

会議を再開いたします。

日程 14、議案第 11 号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山田総務課参事！

総務課参事（山田 和孝 君）

議案第 11 号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

地方自治法の一部改正により条ずれが生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

ご審議よろしくお願いを申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 11 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 15、議案第 12 号、豊富町納税推進補助金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。水戸部財政課長！

財政課長（水戸部 伸也 君）

議案第 12 号、豊富町納税推進補助金条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

口座振替の普及などに伴い、納税環境が変化していることから、当該条例を廃止するものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 12 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 16、議案第 13 号、豊富町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。水戸部財政課長！

財政課長（水戸部 伸也 君）

議案第 13 号、豊富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、不足する納付金を補うための税率改正などを行うものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 13 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 17、議案第 14 号、豊富町子ども子育て会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。鈴木町民課長！

町民課長（鈴木 充 君）

議案第 14 号、豊富町子ども子育て会議条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、子ども子育て支援法の一部改正に伴い、子ども子育て会議の位置付けなど、所要の規定の整備を行うものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 14 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 18、議案第 15 号、稚咲内生活館設置管理条例を廃止する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。鈴木町民課長！

町民課長（鈴木 充 君）

議案第 15 号、稚咲内生活館設置管理条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、稚咲内生活館の新築に伴い、令和 6 年 3 月 31 日をもってこれまでの稚咲内生活館の設置管理に係る稚咲内生活館設置管理条例を廃止するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 15 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 19、議案第 16 号、豊富町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。鈴木町民課長！

町民課長（鈴木 充 君）

議案第 16 号、豊富町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、人件費及び燃料価格の高騰を踏まえ、有償運送に伴う運賃の改正を行うものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 16 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 20、議案第 17 号、豊富町公衆浴場設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。鈴木町民課長！

町民課長（鈴木 充 君）

議案第 17 号、豊富町公衆浴場設置条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、公衆浴場、寿湯を令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止することに伴い、豊富町公衆浴場設置条例を廃止するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 17 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 21、議案第 18 号、豊富町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第 18 号、豊富町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第 9 期介護保険事業計画に基づき、介護保険料の標準段階を 9 段階から 13 段階の改正に伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料額の改正等が必要なことから、本条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 18 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 22、議案第 19 号、豊富町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第 19 号、豊富町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例においても、厚生労働省令で定められた基準等への改正が必要なことから、本条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 19 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 23、議案第 20 号、豊富町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第 20 号、豊富町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例においても、厚生労働省令で定められた基準等への改正が必要なことから、本条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 20 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 24、議案第 21 号、豊富町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第 21 号、豊富町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例においても、厚生労働省令で定められた基準等への改正が必要なことから、本条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 21 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 25、議案第 22 号、豊富町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第 22 号、豊富町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例においても、厚生労働省令で定められた基準等への改正が必要なことから、本条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 22 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 26、議案第 23 号、豊富町サロベツ住宅建設促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。能登屋建設課長！

建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第 23 号、豊富町サロベツ住宅建設促進条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、今後も見込まれる住宅需要と、更なる住宅環境整備の促進を図るため、令和 5 年度末までの期限を 5 年間延長し、令和 10 年度末までとする条例の一部を改正するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 23 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 27、議案第 24 号、豊富町住宅改修促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。内容の説明を求めます。能登屋建設課長！

建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第 24 号、豊富町住宅改修促進条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、今後も見込まれるリフォーム事業と更なる住宅環境整備の促進を図るため、令和 5 年度末までの期限を 5 年間延長し、令和 10 年度末までとする条例の一部を改正するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 24 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 28、議案第 25 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（兜沼農村環境改善センター）を議題といたします。本案については、小笠原議員が、地方自治法第 117 条の規定により除斥の対象となりますので、退席を求めます。（小笠原議員、退席）

内容の説明を求めます。鈴木町民課長！

町民課長（鈴木 充 君）

議案第 25 号、公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

豊富町兜沼農村環境改善センターの設置及び管理運営に関する条例第 10 条に基づき、豊富町兜沼農村環境改善センターの管理運営を指定管理者に行わせることとし、豊富町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条により、カブト地域連合町内会を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会での



議決を求めるものでございます。

これより議案の朗読をいたします。

議案第 25 号、公の施設に係る指定管理者の指定について、豊富町公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。令和 6 年 3 月 11 日提出、豊富町長、河田誠一、記、1. 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、豊富町兜沼農村環境改善センター、所在地、天塩郡豊富町字兜沼、2. 指定管理者となる団体等の名称、名称、カブト地域連合町内会、代表者、会長、小笠原照美、所在地、天塩郡豊富町字上サロベツ 715-3、3. 指定期間、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（3 年）

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 25 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

暫時休憩します。

（ベル）

（午前 11 時 21 分休憩）

（ベル）

（午前 11 時 22 分再開）

議長（千葉 久 君）

会議を再開します。

日程 29、議案第 26 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町共同福祉施設）を議題といたします。

内容の説明を求めます。山内商工観光課長！

商工観光課長（山内 英夫 君）

議案第 26 号、公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたします。

豊富町共同福祉施設条例第 11 条に基づき、豊富町共同福祉施設の管理運営を指定管理者に行わせることとし、豊富町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条により、一般社団法人豊富町観光協会を指定管理者候補として選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会での議決を求めるものでございます。

これより、議案の朗読をいたします。

議案第 26 号公の施設に係る指定管理者の指定について、豊富町公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。令和 6 年 3 月 11 日提出、豊富町長、河田誠一、記、1. 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、豊富町共同福祉施設、所在地、天塩郡豊富町字東豊富、2. 指定管理者となる団体等の名称、名称、一般社団法人豊富町観光協会、代表者、会長、鈴木講二、所在地、天塩郡豊富町字豊富東 4 条 3 丁目、3. 指定期間、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（3 年）

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 26 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 30、議案第 27 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町温泉スキー場）を議題といたします。

内容の説明を求めます。山内商工観光課長！

商工観光課長（山内 英夫 君）

議案第 27 号、公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたします。

豊富町温泉スキー場条例第 3 条に基づき、豊富町温泉スキー場の管理運営を指定管理者に行わせることとし、豊富町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条により、株式会社サロベツカントリークラブを指定管理者候補として選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これより議案の朗読をいたします。

議案第 27 号、公の施設に係る指定管理者の指定について、豊富町公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。令和 6 年 3 月 11 日提出、豊富町長、河田誠一、記、1. 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、豊富町温泉スキー場、所在地、天塩郡豊富町字下エベコロベツ 3456 番地、2. 指定管理者となる団体等の名称、名称、株式会社サロベツカントリークラブ、代表者、代表取締役、鈴木講二、所在地、天塩郡豊富町字上サロベツ 1718 番地、3. 指定期間、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（3 年）

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 27 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 31、議案第 28 号、豊富町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。内容の説明を求めます。山田総務課参事！

総務課参事（山田 和孝 君）

議案第 28 号、豊富町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてご説明をいたします。

現在の委員である関野茂好氏が、令和 6 年 3 月 19 日について任期を満了することから、引き続き、関野氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以下、議案を朗読いたします。

議案第 28 号、豊富町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、豊富町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任いたしたいので、地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日号外法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

記、選任しようとする委員、住所、天塩郡豊富町字〇〇、氏名、関野茂好氏、生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日。

以上同意つきまして、よろしくお願いを申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 28 号、同意することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意議決されました。

日程 32、議案第 29 号、令和 5 年度豊富町一般会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。水戸部財政課長！

財政課長（水戸部 伸也 君）

議案第 29 号、令和 5 年度豊富町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

表紙の次のページをご覧ください。

一般会計補正予算は 10 回目であります。

総額から歳入歳出それぞれ 2 億 541 万 1,000 円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 64 億 4,077 万 6,000 円とするものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 29 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 33、議案第 30 号、令和 5 年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第 30 号、令和 5 年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

表紙の次のページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計補正予算は 3 回目でございます。総額に歳入歳出それぞれ 672 万 6,000 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 6 億 3,153 万 2,000 円とするものです。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 30 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 34、議案第 31 号、令和 5 年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第 31 号、令和 5 年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

表紙の次のページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、2 回目でございます。

総額に歳入歳出それぞれ 28 万 7,000 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 6,642 万 4,000 円とするものです。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 31 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 35、議案第 32 号、令和 5 年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。小松診療所事務長！

診療所事務長（小松 雅史 君）

議案第 32 号、令和 5 年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計予算補正につきましてご説明いたします。

表紙の次のページをご覧ください。

国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算は 4 回目でございます。

総額から歳入歳出それぞれ 95 万 6,000 円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 5 億 2,460 万 5,000 円とするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 32 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 36、議案第 33 号、令和 5 年度豊富町簡易水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。能登屋建設課長！

建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第 33 号、令和 5 年度豊富町簡易水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

表紙の次のページをお開き願います。

簡易水道事業会計の補正予算は 4 回目でございます。

資本的収入から 2,824 万 2,000 円を減額し、総額を 2 億 592 万 6,000 円、資本的支出から 2,702 万円を減額し、2 億 6,173 万 5,000 円と予定するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 33 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 37、議案第 34 号、令和 5 年度豊富町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。説明を求めます。

能登屋建設課長！

建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第 34 号、令和 5 年度豊富町公共下水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

表紙の次のページをお開き願います。

公共下水道事業会計の補正予算は 3 回目でございます。

資本的収入から 907 万 6,000 円を減額し、総額を 1 億 3,974 万 4,000 円、資本的支出から 901 万 7,000 円を減額し、総額を 1 億 4,702 万円と予定するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 34 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 38、議案第 35 号、令和 5 年度豊富町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第 35 号、令和 5 年度豊富町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

表紙の次のページをご覧ください。

介護保険事業特別会計補正予算は 5 回目でございます。

総額から歳入歳出それぞれ 332 万 7,000 円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 5 億 2,712 万 4,000 円とするものです。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 35 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 39、議案第 36 号、令和 5 年度豊富町介護サービス事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第 36 号、令和 5 年度豊富町介護サービス事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

表紙の次のページをご覧ください。

介護サービス事業特別会計補正予算は 2 回目でございます。

総額から歳入歳出それぞれ 2 万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 790 万 4,000 円とするものです。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 36 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程 40、議案第 37 号、令和 5 年度豊富町ガス事業会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。山内商工観光課長！

商工観光課長（山内 英夫 君）

議案第 37 号、令和 5 年度豊富町ガス事業会計補正予算についてご説明いたします。

表紙の次のページをお開き願います。

ガス事業会計の補正予算は 3 回目でございます。

第 2 条収益的収入及び支出において第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額から、51 万 8,000 円を減額し、収入支出それぞれの総額を 5,907 万 6,000 円とするものでございます。

次に、2 ページ目をお開き願います。第 3 条資本的収入及び支出において第 4 条に定めた資本的収入の

予定額から 95 万 7,000 円を減額し、総額を 14 万 3,000 円とし、資本的支出の予定額から 95 万 7,000 円を減額し、総額を 892 万 5,000 円とするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 37 号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

お諮りします。

日程 41、議案第 38 号、令和 6 年度豊富町一般会計予算についてから、日程 49、議案第 46 号、令和 6 年度豊富町ガス事業会計予算についてまでの、令和 6 年度豊富町一般会計並びに各特別会計及び各公営企業会計予算について、予算決算常任委員会にこれを付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号から議案第 46 号までを予算決算常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（ベル）

（午前 11 時 44 分散会）